

令和 元年第 3 回環境水道分科会

環境水道分科会会議録

開催年月日 令和元年 9 月 2 4 日 (火)
開催場所 環境水道委員会室
出席委員 8 名
福永洋一 分科会長 小佐井 賀瑞宜 副分科会長
古川 智子 委員 島津 哲也 委員
北川 哉 委員 吉田 健一 委員
三島 良之 委員 田尻 善裕 委員

議題・協議事項

(1) 議案の審査 (7 件)

議第 50 号「令和元年度熊本市一般会計補正予算」中、環境水道分科会関係分

議第 53 号「熊本市使用料及び手数料の改定のための関係条例の整備に関する

条例の制定について」中、環境水道分科会関係分

議第 65 号「熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について」

議第 101 号「平成 3 0 年度熊本市各会計(公営企業会計を除く。)決算について」

中、環境水道分科会関係分

議第 103 号「平成 3 0 年度熊本市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

議第 104 号「平成 3 0 年度熊本市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

議第 105 号「平成 3 0 年度熊本市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

午前 9 時 5 6 分 開会

○福永洋一 分科会長 ただいまから予算決算委員会環境水道分科会を開会いたします。

今回、当分科会において審査を分担します議案は、補正予算 1 件、決算 4 件、条例 2 件の計 7 件であります。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法としては、まず補正予算及び関連議案について説明を聴取し、質疑を行い、質疑終結後、決算議案についての説明を聴取し、質疑を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福永洋一 分科会長 御異議なしと認め、そのようにとり行います。

これより議案の審査を行います。

まず、議第 50 号「令和元年度熊本市一般会計補正予算」中、当分科会関係分についての説明を求めます。

◎榊田一郎 環境政策課長 環境政策課でございます。環境局所管分の補正予算について御説明いたします。

予算決算委員会環境水道分科会環境局資料をお願いいたします。

5 ページ、総括表をお願いいたします。

環境局におきましては、所管予算合計欄の補正前の予算額 151 億 5,496 万 8,000 円から、SDGs の事業に係る経費の増額補正として 6,250 万円を計上しております。これによりまして、補正後の額は 152 億 1,746 万 8,000 円となっております。

続きまして、補正の内容について御説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

事業名の先頭のマークにつきましては、黒星が新規事業、白丸が予算の流用により予算執行を行った経費が含まれていることを示しております。また、財源については記載のとおりでございます。

9 ページをお願いいたします。

目 10、環境保護総務費の新規事業、1、SDGs 未来都市推進経費といたしまして 6,250 万円の補正を計上しております。今般、本市は熊本地震の経験と教訓を生かした地域防災力の向上事業を自治体 SDGs モデル事業として国に提案し、令和元年度の SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業に選定されました。

国は、選定された自治体の取り組みの支援として、自治体の SDGs 推進のための取り組みや SDGs 達成に向けた事業の実施に係る費用について、上限 3,000 万円の補助を実施するとともに、成功事例の普及展開等を行い、地方創生の進化につなげていくとしております。本市は、国の補助金を活用して、SDGs の達成に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、補正の詳細について御説明します。

11 ページをお願いいたします。

この図は、本市が提案いたしました自治体 SDGs モデル事業のうち補助金の対象となる経済、社会、環境面の取り組みを統合し相乗効果を発揮する 3 側面をつなぐ統合的取り組みについて、予算対象を中心にあらわしたものでございます。また、予算の内訳を左下の表に記載してございます。

予算の内訳でございますが、左下の (1) SDGs 普及展開事業につきましては、メディアを活用した広報を初めイベントや講演会の開催により SDGs の認知度を高めるとともに、本市の取り組みを国内外へ発信してまいります。

(2) E Vを活用した避難所への給電事業につきましては、右中央の②E Vの電力供給に係る官民連携事業の一部でございますが、本市において災害等における停電が発生した場合は、協定に基づき日産販売店の試乗車を借り受け、最大 19 カ所の避難所に電力を供給する想定でございます。この電力供給に必要な設備として、図中央の緑の機器で、イメージは右下の写真にも示しておりますが、E Vから外部へ給電するための機器を導入するものでございます。19 台の配備を想定しており、2,250 万円を計上しております。このほか電力供給に必要な備品等整備費 600 万円につきましては、可搬型給電器と避難所で使用する照明などを接続するコードリールや電源タップでございます。

左下の表でございますけれども、(3) E Vバス運行分析事業につきましては、図中央右③E Vバスの導入促進事業の一部でございますが、バスのイラストの下に記載しておりますとおり、運行時の走行や電力の分析をするための装置などを導入する費用でございます。事業費 1,400 万円を計上しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福永洋一 分科会長 次に、議第 53 号「熊本市使用料及び手数料の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定について」の説明を求めます。

◎畑田芳雄 東部環境工場長 東部環境工場でございます。

資料の 35 ページをお願いいたします。

議第 53 号「熊本市使用料及び手数料の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

環境水道分科会におきましては、38 ページの第 9 条の部分の審査となりますが、49 ページの資料を用いて御説明いたします。

使用料及び手数料につきましては、施設等の利用の対価や特定の方のためにする事務に要する費用といたしまして、利用者から徴収することができるものでございます。使用料及び手数料は、効率的な施設運営や事務改善の推進等を前提といたしまして、利用する方としない方の立場を考慮いたしますと適正な受益者負担の確保が必要となります。このような考え方のもと、これまでも受益者負担の適正化に取り組んでまいりましたが、今回、第 5 次行財政改革計画に基づき、10 月の消費税改定も踏まえまして見直しを行い、受益者負担の適正化に取り組むものでございます。

見直しの具体的な内容でございますが、受益者が負担すべき割合につきましては、使用料は施設の性格や提供しているサービスの内容に応じまして各施設に係る受益者負担の割合を設定し、また、手数料は必要な方の求めに応じて行う事務の対価という性格から、必要となる行政サービスを提供するために必要となる人件費や物件費等の行政コストの計算を行った上で、他都市や類似施設の状況など個別の事情を考慮して改定案を策定したところでございます。

50 ページをお願いいたします。

このような考え方のもと、今回の条例における環境水道分科会の審査分は、第 9 条の熊本

市余熱利用施設条例の一部改正に規定された、三山荘と東部交流センターの使用料の改定でございます。

主な内容と改定額につきましては、温浴施設である三山荘は、高校生以上は現状 300 円のところ、同じ温浴施設である西部交流センターや熊本県の一般公衆浴場の入浴料金と同額の 400 円といたします。東部交流センターにつきましては、体育館の全面使用は一般の場合、午前の 3 時間 3,000 円を 3,210 円に、午後及び夜間の 4 時間 4,000 円を 4,280 円に、バドミントンは 1 面 1 時間 460 円を 570 円に、卓球は 1 テーブル 1 時間 220 円を 280 円に改定するものでございます。また、これらの使用料は同規模の体育施設の見直しと同様といたしました。

また、多目的室の全面使用は午前の 3 時間 2,800 円を 3,000 円に、午後及び夜間の 4 時間 3,700 円を 4,000 円に改定するもので、同様の多目的室を持つ西部交流センターの使用料と同額といたしました。

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日からの施行となりますが、公布の日以後においては経過措置を設け、改正後の熊本市余熱利用施設条例の規定により使用料を徴収することになります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○福永洋一 分科会長 次に、議第 65 号「熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について」の説明を求めます。

◎藤本泰二 総務課長 上下水道局総務課でございます。

条例案件、議第 65 号「熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について」の御審議をお願いいたしますので、御説明させていただきます。

上下水道局のブルーの資料をおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

1 ページ及び 2 ページに条例改正案を、3 ページに改正概要等を提示させていただいており、この 3 ページを用いて説明させていただきます。

まず、改正の背景及び概要でございます。このたび地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員の任用制度が令和 2 年度から導入されることに伴い、私たち常勤の正職員と同様に、その給与の種類を条例で定めることとなりましたので御提案させていただきます。

次に、改正の内容についてでございますが、この会計年度任用職員に支給する給与の種類を私たち常勤の正職員と同様に給料及び手当とし、また、その手当の種類を具体的に規定するものでございます。

なお、この会計年度任用職員は、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に区分され、フルタイム会計年度任用職員の手当には退職手当も規定することとしております。

その他、当該条例中これまで臨時職員、非常勤職員の給与の規定を別に定めるとしていた条文の削除等の整理を行わせていただきます。

以上、条例案件についての説明を終わります。

○福永洋一 分科会長 以上で説明を終わりました。

これより質疑を行います。この際、本職より執行部に対し申し上げます。

さきの第2回定例会において、不適切な説明や不誠実な答弁が繰り返された事例があり、議長より執行部に対し、注意喚起されておりますので、執行部におきましては明解で誠実な答弁に努められるよう、強く求めておきます。

それでは補正予算及び関連議案について、質疑及び意見をお願いいたします。

◆吉田健一 委員 三山荘であったり東部交流センターの手数料が上がるということだったんですが、多分ニュースであったり、またそれぞれの施設の方で手数料が上がりますという御案内をされていらっしゃると思うんですが、実際にその反応、今までの御利用者様からの反応等はいかがかお伺いさせていただければと思いますが、よろしくをお願いいたします。

◎畑田芳雄 東部環境工場長 東部環境工場でございます。

利用者からの反応というのは、今のところ目立った御返事はいただいておりません。

◆吉田健一 委員 ありがとうございます。それぞれいろいろな反応があるかと思いますが、しっかりそのお声をまた教えていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

○福永洋一 分科会長 要望でいいですね。

ほかにありませんか。

◆田尻善裕 委員 私、SDGsの件で、9ページに出ていますEVバスですか、これをもうちょっと詳しく教えてほしいんですけども、以前ちょっと聞いたかもしれないんですけども、この予算が通った場合、いつからいつまでの実験なのかと、それとEVバスの運行ルートですか、そういうのもよかったらもう一回、聞いたかもしれないけれども教えてもらっていいですか。

◎榊田一郎 環境政策課長 EVバスについて御説明いたします。

EVバスにつきましては、本年度当初予算にEVバスの経費を計上してございますが、EVバスにつきましてはもともと熊大が中心となりまして実証実験を行いまして、その技術を用いまして今年度しろめぐりん、熊本城周遊バスがございましてけれども、しろめぐりんを電気バスに本年度改造して走らせるというものでございます。

熊本城周遊バスでございますので、熊本駅から熊本城を周遊して、そしてまた熊本駅に帰るという約10キロのコースでございます。今、この改造を国交省の補助を利用しまして申請してございまして、今大体12月をめどに改造を終えるということで進めてございます。

◆田尻善裕 委員 すみません、ということは12月からの実験になるんですか。いつまでを実験期間というふうになっているんですか。

◎榊田一郎 環境政策課長 申しわけございません。先ほど実証実験と言いましたのは、熊大が実証実験を昨年度まで行いまして、その実証実験で培った技術を採用して、今回はし

ろめぐりに本格導入するというものでございます。これは本市が所有していますバスを、もともと都市バスが周遊バスは運行していただいておりますけれども、今4台、しろめぐりでは運行してございます。それに1台プラスしまして、本格導入を12月をめどにしたいというふうに考えてございます。

○福永洋一 分科会長 すみません、質問の趣旨はいつからですかと聞かれているんですよ。12月に認可がおりて1月からですか、12月からですか。

◎榊田一郎 環境政策課長 12月の運行を目指してございます。

◆田尻善裕 委員 ありがとうございます。本格導入ということなんですね。

E Vは充電が必要だと思うんですけども、その充電場所というのはどこに配置してあるんですか。

◎榊田一郎 環境政策課長 充電場所は、都市バスの本山営業所がございますけれども、そちらに運行委託するというので、本山営業所に急速充電器、普通充電器を設置する予定でございます。

◆田尻善裕 委員 わかりました。ありがとうございます。

○福永洋一 分科会長 ほかにありませんか。

◆北川哉 委員 E Vバス、E V電力供給について質問させていただきます。

このE Vの自動車は、日産の会社の方から試乗車を借りてということなんですけれども、実際その全市が停電という状況であれば、もうその蓄電しているものでやるということで、今ここに城山公園ということでE V充電拠点ということが書いてあるんですけども、例えばこの場合、全市が停電した場合に、ここに例えば自家発電があるとかそういったわけではないということですか。

◎榊田一郎 環境政策課長 先ほどの資料の11ページで御説明したいと思います。

右上のE V充電拠点として城山公園に設置する予定でございますけれども、これは西部環境工場が発電した電力を、地下埋設で自営線を引きまして、そして城山公園にその充電設備を設ける予定でございます。

したがって、西部環境工場がごみを焼却している間はずっと発電ができるといったものでございまして、このたび北海道でのブラックアウトですとか、台風での長期広域の停電、そういったときにも、この充電拠点は西部環境工場のごみの焼却をしている間は充電ができるといったものでございます。

◆北川哉 委員 ありがとうございます。私自身がリーフユーザーでして、これを我々民間の人間が給電、要は充電の車として、例えばここに行って充電して避難所に置いておくという取り組みまでは、まだ考えていないということでしょうか。

◎榊田一郎 環境政策課長 今現在の想定では、先ほど御説明しました日産自動車との協定で試乗車を19台借りて配備するとしておりますけれども、それを今のところ緊急時では優先ということで考えてございます。今後はそのような一般の方々の利用とかについても検討したいと思います。

◆北川哉 委員 ありがとうございます。

あと、実際私リーフに乗っていて、すごくそこまでの充電能力がないという状況で、先ほど避難所等で照明であったり、例えば緊急時は携帯の充電に使ったりとかいう形で多分使われると思うんですけども、例えば今 480 キロ航続可能な車の場合に、一避難場でどれぐらいその1台で補えるかとかいう試算はまだされていないでしょうか。

◎榊田一郎 環境政策課長 避難所での使用の想定も一応してございまして、どのぐらいのものを使うかということであれば照明、携帯の充電器ですとか、あとはテレビですとかを使用するというので、使用にもよりますけれども大体半日から1日程度はもつというふうに考えてございます。

◆北川哉 委員 ありがとうございます。

○福永洋一 分科会長 いいですか。

◆島津哲也 委員 私もEVを活用した避難所への給電事業についてお尋ねいたします。

これは、イメージ的には今現在太陽光の設備をお持ちのところで、停電になった時に自立運転という形で周囲を切り離して、自立運転で使うという形で、そういうイメージでよろしいですか。

それと、そういうふうになると電気の専門職の方が必要になるかと思うんですけども、19カ所対応できるようにするというので、そういう専門職の配置が今のところ準備ができていますのかお尋ねしたいと思います。

◎榊田一郎 環境政策課長 今回のこの給電につきましては、11ページの右下の写真がございまして、リーフから可搬型給電器を介しまして、そしてそのまま今度はコードリールですとか、その辺につなげて電気機器が使用できるということを想定してございます。

このほかにも、今委員がおっしゃいました太陽光で蓄電池を配備した施設もございまして、そちらにつきましては、緊急時ですとか停電時ではこの蓄電池からの給電で、蓄電池からの電気によりまして業務を行うという想定ができてございます。

今回の19カ所の基本的な配備につきましては、そのような太陽光ですとか蓄電池がない、そういったところが19カ所ほどございまして、そちらを基本に考えてございます。

○福永洋一 分科会長 もう一つ質問があったと思いますが、職員の配置については。

◎榊田一郎 環境政策課長 専門職でございまして、こちらの給電器でございまして、これは専門職は必要ございまして、普通に一般の方が扱えるものでございます。

◆島津哲也 委員 ありがとうございます。

以前、太陽光が普及したときに、停電してその自立運転をしているときに、そこでは電気を使っていて、所要の部分が電気が復旧したというのを知らずに、電気をさわって感電事

故になったということがありますので、電気の復旧関係については関係箇所と十分調整をして対応していただければと思います。

○福永洋一 分科会長 要望でいいですね。

◆島津哲也 委員 要望で。

○福永洋一 分科会長 ほかにありませんか。

ほかになければ、以上で補正予算及び関連議案に関する審査を終了いたします。

引き続き、決算議案についての審査を行います。

まず、議第 101 号「平成 30 年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について」中、当分科会関係分についての説明を求めます。

◎森正美 環境推進部長 環境推進部でございます。

議第 101 号「平成 30 年度熊本市一般会計決算」につきまして、決算状況報告書に基づき、環境局の主な事業を説明させていただきます。

環境局、黄色の枠組みのページ、13 ページをお願いします。

私の方からは、環境推進部の 4 課分の主な取り組みを御説明いたします。

15 ページをお願いいたします。

1 番の施策として、良好な地球環境や生活環境の保全を掲げております。

まず、環境政策課分でございますが、主な取り組みとしまして、再生可能エネルギーなどの導入促進とエネルギーの効率的な利用促進でございます。

真ん中の 2 番の実績についてですが、低炭素社会の実現を目指しまして、熊本市低炭素都市づくり戦略計画に基づき取り組みを進めております。その進捗管理を着実にいたしますとともに、昨年は田迎公園運動施設と託麻スポーツセンターに太陽光発電設備の導入を行ったところでございます。また、2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品、サービス、行動など、温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動 COOL CHOICE の推進に平成 27 年度から取り組んでおりまして、イベント開催等を通しまして、ゼロエネルギーハウスの普及啓発を行っております。

さらに、東西環境工場で発電します電気を市の施設に効率的に供給する自立分散型エネルギーシステムを構築しまして、そのことにより削減されました経費の一部を基金として積み立て、災害対策や温室効果ガスの削減に寄与する省エネ機器の導入に対する補助を開始しております。

真ん中でございますけれども、検証指標を示しておりますが、エネルギー消費量を前年度から着実に削減しております。一番下段の課題への対応といたしましては、家庭・業務部門のさらなるエネルギー消費量の削減を図るため、COOL CHOICE の効果的な実施及びさらなる省エネ効果の高い機器等への補助を検討してまいります。

19 ページをお願いいたします。

環境総合センター分でございますが、主な取り組みといたしまして、調査研究体制の整備

と正しい情報の発信でございます。

2番の実績といたしましては、環境局が行っております地下水の水質調査、PM2.5などの大気汚染物質調査等の環境測定、また、保健所が扱いますO-157などの食中毒の検査、風疹等の感染症検査など、さまざまな検査を迅速かつ正確に実施しますとともに情報発信を行っております。また、テロ災害時に炭疽菌等の原因物質の特定を迅速に実施できますよう、消防等の関係機関と情報共有や連携強化を図っております、模擬検体訓練を実施しました。施設老朽化への対応といたしましては、熊本市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を目的に大規模な空調工事を実施いたしました。

検証指標といたしましては、食中毒の原因や感染症の診断に対応できますよう、新たな検査技術の導入や改良への取り組み数をお示ししております。一番下段の課題への対応といたしましては、試験研究機関といたしまして迅速、正確な試験検査を実施できますよう機能の向上を図るとともに、新興感染症やテロ等の危機事案に対応できる施設の整備、科学捜査研究所などの関係機関との連携強化を図ってまいります。

続きまして、21ページをお願いいたします。

1番の施策といたしまして、魅力ある多様な自然環境の保全を掲げております。

まず、水保全課分でございますが、主な取り組みといたしまして、地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全でございます。

2番の実績としましては、まず、質の保全でございますが、水道水源の全てを地下水で賄います本市にとりましては、硝酸性窒素削減対策は喫緊の課題でございます。したがって、削減計画に基づき、これまで各種対策を実施してまいりました。特に、東部地域の家畜排せつ物を適正に処理するため、東部堆肥センターの整備を進めてまいり、本年の4月から供用開始を行いました。

次に、量の保全でございます。地下水涵養対策といたしまして、白川中流域の転作田を活用し、291戸の農家の御協力をいただきまして、約405ヘクタールで湛水を行いますとともに、西原村の原野に広葉樹を約4.5ヘクタール造林を行いました。さらに、イベントやマスメディアを活用いたしまして、生活水の節水対策にも取り組んでおります。

検証指標といたしましては水質監視率をお示ししております。当初計画どおりの100%の実施となっております。一番下段の課題への対応といたしましては、硝酸性窒素削減対策では東部堆肥センターの適正管理や関係機関と連携し、広域的な取り組みを引き続き推進しますとともに、水田湛水事業につきましては湛水期間の延長や補助区分の細分化、湛水面積の拡大に向けた助成制度の見直しを進めます。

また現在、住民、事業者、行政等が連携を図り、市域を越えて取り組んでおります地下水涵養等の保全対策は国内外でも評価をいただいております。この取り組みが水問題に苦勞されておりますアジア・太平洋の諸国に対しまして、問題解決の有効なヒントになるのではないかと、昨年度、第4回アジア・太平洋水サミットの本市での開催を誘致いたしました。

25 ページをお願いいたします。

環境共生課分でございますが、主な取り組みといたしまして、多様な生物の生息、成育環境の保全でございます。

2 番の実績といたしましては、立田山憩いの森などの所管施設の適正管理、外来種対策としてアライグマの生息状況調査や江津湖の外来魚駆除、環境保護地区や保存樹木の保全のための助成等を行っております。

検証指標といたしましては、放置竹林対策事例紹介数をお示ししており、これは国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、放置竹林対策を実施した団体の数となります。一番下段の課題への対応といたしましては、県が策定いたしました希少種等多様な生物の生息・生育環境に配慮した再整備計画に基づきまして、2022 年春に本市で開催する全国都市緑化フェアに向けて、会場の一つとなる立田山の再整備を引き続き進めることといたしております。

環境推進部の説明は以上でございます。

◎上妻賢治 資源循環部長 私からは、資源循環部の 4 課、3 センター、1 工場の平成 30 年度決算に関しまして、主な取り組みについて御説明申し上げます。

資料の 27 ページをお願いいたします。

上段の 1、事業の属性でございますが、施策といたしまして持続可能な資源循環型社会の構築を掲げております。主な取り組みといたしまして、ごみ減量・リサイクルの意識啓発でございます。

2、事業の目的、成果の実績の欄に、白丸の上 2 つに記載しておりますとおり、小学校 4 年生に環境学習用の副読本を配布し、また、小学校に伺いまして出前講座を実施するほか、ボランティア団体による定期清掃への支援など、環境美化の推進に積極的に取り組みました。3 つ目の白丸に記載しております熊本市ごみのない街を創る条例に基づく美化協定団体につきましては、平成 30 年度は新たに 5 団体と協定を締結し、累計で 58 団体となりました。環境美化に取り組む団体への支援活動につきましては、今後も積極的に行ってまいります。

検証指標でございます。ごみ減量やリサイクルなどの問題に関心がある市民の割合につきましては、平成 29 年度の 82.8%から 30 年度は 83.2%へと、若干ではありますの上昇いたしました。

3、工夫と成果、課題等につきましては、検証指標でありますごみ問題に関心がある市民の割合をふやすため、最下段の欄に記載しておりますとおり、市の広報やテレビ等のマスメディアを効果的に活用するとともに、関係部署とも地域の情報を共有しながら、ごみ問題への関心を高める施策を行ってまいります。

続きまして、28 ページをお願いいたします。

主な取り組みといたしまして、ごみの発生抑制（リデュース）の推進でございます。実績といたしまして、黒ポツの 4 つ目の食品ロス削減対策でございますが、市内の飲食店に「熊

本市もったいない！食べ残しゼロ運動」の協力店への登録要請を行いましたところ、新たに11店に登録いただき、累計で83店舗となりました。また、黒ポツの5つ目でございますが、スマートフォン向けに新たにごみ分別アプリを導入し、ごみ出しルールの周知啓発を図りました。

また、白丸の2つ目の事業ごみ減量・リサイクルの推進につきましては、熊本市事業系廃棄物の減量化及び再資源化に関する指導要綱に基づき、延べ床面積3,000平方メートルまたは従業員20名以上の多量排出事業所約1,000社に対して、廃棄物減量リサイクル責任者の設置と計画書の提出を求めるとともに、そのうちの318の事業所に赴き、廃棄物減量・リサイクルについて助言と指導を行っております。

検証指標といたしましては、平成30年度の1人1日当たりの家庭ごみ処理量は456グラムとなり、基準となる平成27年度の471グラムと比べ15グラムが減少いたしました。課題等につきましては、最後の欄のところで、新たに導入した分別アプリの多言語化について検討するとともに、今後も増加が予想される外国人居住者に対し、ごみ出しルールの広報啓発に努めてまいります。また、ごみ減量に向けた食品ロス削減対策事業として、フードバンク活動への支援について関係課と協議を行い、具体的な支援を検討してまいります。

続きまして、29ページをお願いいたします。

主な取り組みとしまして、再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）の推進でございます。実績といたしましては、1つ目の白丸において集団回収活動への支援、2つ目の白丸において資源物の持ち去り対策、3つ目の白丸においてリサイクル活動や資源物の有効活用に取り組みました。

検証指標である家庭ごみのリサイクル率につきましては、平成30年度は23.3%にとどまりましたことから、令和元年度の目標の28.8%の達成に向け、より一層のリサイクルの推進を図ってまいります。

課題等につきましては、最後の欄において、集団回収の実施団体数は横ばい傾向にあり、回収量も少子化や自治会離れなどの影響で減少傾向にあるため、新たな団体を掘り起こすとともに、休止団体への活動再開の呼びかけなど、集団回収活動の活性化を図ってまいります。また、悪質な持ち去り行為を撲滅するため、巡視パトロールの強化や持ち去り物買取拒否宣言店制度の創設、持ち去り禁止意志表示テープのモニター配付など、持ち去り行為の対策強化に努めてまいります。

少し飛びまして、32ページをお願いいたします。

施策といたしまして、総合的な污水处理対策による良好な水環境の実現を掲げ、主な取り組みは、合併処理浄化槽の普及促進でございます。

まず、実績といたしましては、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的に、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換の促進を図るため、補助対象地域における小型合併処理浄化槽の設置者に対して296基分の補助を行いました。また、補助対象外である下水道事業計画区域におきましても、熊本地震により被災した合併処理浄化

槽の設置者に対しまして復興基金を活用し、122基分の補助を行いました。

検証指標である下水道事業計画区域外の合併処理浄化槽の設置基準につきましては、平成30年度は専用住宅、事務所、アパート等に345基を設置し、実績値は累計で7,626基となりました。次に課題等につきましては、最後の枠において、公共用水域の水質保全を図るため、下水道事業計画区域のうち下水道整備がおこなわれている地域に対して、令和元年度から合併処理浄化槽の設置を支援するための補助制度の拡充を行うとともに、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換事業への重要性を周知するよう努めてまいります。

説明は以上でございます。

○福永洋一 分科会長 次に、議第103号「平成30年度熊本市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、議第104号「同下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、議第105号「同工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、以上3件について一括して説明を求めます。

◎江藤徳幸 経営企画課長 経営企画課でございます。

平成30年度各会計の利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

環境水道分科会資料上下水道局の5ページをお願いいたします。

まず、利益の処分についてでございます。

地方公営企業法におきまして、毎事業年度に生じた利益の処分は議会の議決を経て行わなければならないことが定められており、決算認定の手续とあわせて提案するものでございます。

上段の下水道事業会計の欄をごらんください。

当年度純利益26億2,000万円、その他未処分利益剰余金変動額、これは減債積立金を使用した相当額ですが、17億9,500万円で、当年度未処分利益剰余金は44億1,500万円となっております。このうち17億5,900万円については減債積立金に積み立て、残る26億5,600万円につきましては自己資本金に組み入れております。

中段の下水道事業会計では、当年度純利益21億7,800万円と前年度繰越利益剰余金26億円を合わせた当年度未処分利益剰余金は47億7,800万円となっております。このうち21億7,800万円につきましては自己資本金に組み入れ、残る26億円については繰越利益剰余金といたしております。

下段の工業用水道事業会計では、当年度純利益は79万円で、当年度未処分利益剰余金は79万円となっております、全額を自己資本金に組み入れております。

当年度未処分利益剰余金の処分方法の基本的考え方でございますが、資金の裏づけがある部分につきましては減債積立金に積み立て、資金の裏づけがない部分については自己資本金に組み入れることとしております。

また、下水道事業会計においては一部を繰越利益剰余金といたしておりますが、これは会計収支が国庫補助金や一般会計繰入金に大きく影響されることから、資金不足などに備え

るものでございます。

続きまして、決算の状況について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

まず、水道事業会計決算でございます。

業務の状況ですが、給水人口は70万344人、普及率は95.7%で、前年度より0.2ポイント増加しております。年間総配水量は8,060万8,000立方メートル、年間有収水量は7,070万2,000立方メートルで、有収率は前年度に比べ0.2ポイント増加し87.7%になっております。

次に、収支の状況につきましては図表にて説明をさせていただきます。

8ページと9ページをお願いいたします。

上段の収益的収支の状況についてですが、収入総額は前年度比0.7%増の134億7,500万円となっております。主な要因といたしまして、料金収入が前年度比0.9%減の1億1,200万円減少したものの、その他の収益に含まれる土地の売却収益が1億4,300万円増加したことなどによるものでございます。

一方、支出総額は前年度比0.7%増の108億5,500万円となっております。主な要因といたしまして、職員給与費が8,200万円減少したものの、維持管理費が1億4,200万円増加したことなどによるものでございます。

この結果、収入総額から支出総額を差し引いた当期純利益は26億2,000円を計上することができております。

次に、下段の資本的収支の状況ですが、収入総額は前年度比43.6%増の32億9,600万円となりました。主な要因といたしまして、企業債収入が2億6,100万円増加したことや、災害に伴う事業とともに財源も繰り越しとなり、補助金等が6億600万円増加したことなどによるものでございます。

一方、支出総額は前年度比13.7%増の94億5,600万円となりました。主な要因といたしまして、災害に伴う事業が前年度から繰り越されたことなどにより、建設改良費が前年度に比べ16.2%増の76億6,100万円になったことなどでございます。

この結果、差し引き61億5,900万円の財源不足となりますが、この不足額については減債積立金及び損益勘定留保資金等で補填いたしております。

最後に企業債残高ですが、前年度比0.3%減の336億3,500万円となっております。

なお、10ページと11ページに決算の推移10年分をグラフ化したもの、12ページと13ページに主要事業の決算値を参考として添付しております。

ここで1つおわびでございます。

13ページ下段、主要事業の震災復旧復興経費におきまして、事前にお配りしておりました資料に誤りがございましたので、本日の分科会資料で修正させていただいております。まことに申しわけございませんでした。

それでは、14ページをお願いいたします。

下水道事業会計決算でございます。

まず、業務の状況ですが、処理区域内人口は 65 万 6,907 人、普及率は 89.7%で前年度より 0.2 ポイント増加しております。汚水処理水量は 8,561 万 5,000 立方メートル、年間有収水量は 7,236 万 6,000 立方メートルで、汚水有収率は前年度に比べ 0.7 ポイント増加し 84.5%になっております。

次に、収支の状況については図表にて説明をさせていただきます。

16 ページと 17 ページをお願いいたします。

収益的収支の状況でございます。

収入総額は、前年度比 2.4%減の 203 億 7,400 万円となっております。主な要因といたしまして、下水道使用料が前年度比 0.7%減の 7,400 万円減少したほか、一般会計負担金補助金等 3 億 7,400 万円などが減少したものでございます。

一方、支出総額は前年度比 3.5%減の 181 億 9,600 万円となっております。主な要因といたしまして、資産減耗費や支払い利息が減少したことなどでございます。

この結果、収入総額から支出総額を差し引いた当期純利益は 21 億 7,800 万円を計上することができました。

次に、下段の資本的収支の状況ですが、収入総額は前年度より 20.2%増の 149 億 4,300 万円となりました。主な要因といたしまして、未普及地域への管渠の布設工事などが増加し、そのことに伴い企業債収入が 9 億 6,900 万円、補助金が 16 億 2,000 万円増加したものでございます。

一方、支出総額は前年度比 18.6%増の 224 億 5,100 万円となりました。主な要因は、収入で説明した未普及地域への管渠の布設工事などの増加により、建設改良費が 36.7%、35 億 5,800 万円増加したことなどでございます。

この結果、差し引き 75 億 800 万円の財源不足となりますが、この不足額については損益勘定留保資金等で補填いたしております。

最後に企業債残高ですが、前年度比 1.3%減の 1,343 億 9,400 万円となっております。

なお、18 ページと 19 ページに決算の推移 10 年分をグラフ化したもの、20 ページと 21 ページに主要事業の決算値を参考として添付いたしております。

続いて、22 ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計決算でございます。

まず、業務の状況ですが、これは城南工業団地の入居企業に工業用水道を供給しているもので、給水事業所数は前年度から 1 社減り 11 社でございます。

次に、収支の状況につきましては図表にて説明させていただきます。

23 ページをお願いいたします。

収益的収支の状況でございます。収入総額は、前年度比 13.8%減の 532 万 5,000 円となっております。主な要因としては、国庫補助金 77 万 8,000 円が皆減したことなどでございます。

一方、支出総額は前年度比 5.5%減の 452 万 8,000 円となっております。主な要因としては、維持管理費等が 26 万 5,000 円減少したことによるものでございます。

この結果、収入総額から支出総額を差し引いた当年度純利益は 79 万 7,000 円を計上いたしました。

次に、資本的収支の状況についてですが、収入は国庫補助金の 422 万 2,000 円、一方で支出は建設改良費の 599 万円となりました。この結果、差し引き 176 万 8,000 円の財源不足となりますが、この不足額については繰越工事資金及び損益勘定留保資金等で補填いたしております。

最後に、企業債残高は前年度と同額で 100 万円となっております。

平成 30 年度決算の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○福永洋一 分科会長 以上で議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。決算議案について、一括して質疑及び意見をお願いいたします。

◆古川智子 委員 合併処理場に関してなんですけれども、32 ページです。取り組みによる成果と 30 年度に残った課題のところに、補助制度の拡充を行ったというふうにあります。以前の制度からどのように拡充をされたのか、説明をお願いいたします。

◎緒方宏行 浄化対策課長 浄化対策課でございます。

今、古川委員からの御質問でございますけれども、最初の方が聞き取れませんでした、申しわけございません。

○福永洋一 分科会長 もう一度いいですか。

◆古川智子 委員 補助の拡充を行ったということなんです、以前の制度からどのように具体的に拡充を行ったのか、教えていただけますか。

◎緒方宏行 浄化対策課長 以前の制度では、熊本地震前までは災害に関する補助金の設定がございまして、熊本地震を機にまたそういったことで、被害を受けた方に対して合併浄化槽の設置ですとか、新たな浄化槽にかえるための、そういうことで基数を、項目をふやしたところございまして……

◆古川智子 委員 ありがとうございます。

○福永洋一 分科会長 古川委員、今のでわかりましたか。

◆古川智子 委員 すみません、中段のところに実績というふうに書いてありますが、具体的にはもうその内容ということでよろしいですか。被災合併処理浄化槽設置支援経費ということで、設置 122 基という記載がありますが、内容はその内容ということでしたか。

○福永洋一 分科会長 質問の趣旨は、今の 122 基ですか、その数字で実績としていいんですかという意味ですね。

◆古川智子 委員 はい。具体的に。

◎緒方宏行 浄化対策課長 今委員がおっしゃいましたのは、被災合併処理浄化槽設置支援経費の方になるかと思っておりますけれども、30 年度実績は今おっしゃいましたとおり、設置は 122 基の補助を支出しているというところで、そのうち城南地域が 32 基、植木が 9 基、

富合が7基と、それと旧熊本市域と申しておりますけれども、そのエリアが74基、計122基を昨年度は設置の補助をさせていただいたところでございます。

◆古川智子 委員 ありがとうございます。今おっしゃったことが最初に私が確認をさせていただいた、取り組みによる成果と30年度に残った課題のところに記入してあります。下水事業計画区域内のうち下水道整備がおくれている地域に対して令和元年度から合併処理浄化槽の設置を支援するため補助制度の拡充を行ったというところに当たるんですか。

◎緒方宏行 浄化対策課長 浄化対策課でございます。

その拡充を行ったといいますのが、平成31年の2月に熊本全市域が生活雑排水の対策の重点地域ということを県より指定を受けまして、その関係もございまして下水道事業計画区域、今までの従来の補助は事業計画区域外のエリアに対しての補助を行ったところでございますけれども、重点地域を機に下水道計画、下水道が将来来るエリア内においても、熊本地震によって被害を受けたところに対して新設等の補助をとということで、そこは拡充したというところでございます。

○福永洋一 分科会長 すみません、質問の趣旨は、対策を行ったことによってどれほどの効果があったというのが数字として確認したいということですよ、違うんですか。

◆古川智子 委員 この補助制度の拡充というのは、一体どのような具体的な中身があったのかといったところを確認したかったのです。

◎上妻賢治 資源循環部長 浄化対策課の今古川委員が御質問なされたところについて、ちょっと訂正の方をさせていただきます。

まず、課長の方が申しましたとおり、被災した浄化槽につきましては、もともとそういう制度がなかったもので、そこについてまずはその制度を拡充したというところがございます。それと、もともと事業計画区域内のところについては、被災したとしても、もともとその制度がございませんでした。そこについても制度を拡充したというところでございます。もともとなかったところについて制度を設けさせていただいたというところでございます。

○福永洋一 分科会長 古川委員、了解ですね。

◆三島良之 委員 上妻部長がせっかく回答したので、ついでにではなく大事なことから29ページ、なかなか直らないごみの持ち去りですね。ここにももちろんこの実績、あるいは今後の課題等々述べてありますけれども、この状態でいきますともうずっと横ばいだろうと思うんですね。そして、行政がよくお使いになる将来の見通しとして30%ぐらい伸ばしています。今の状態ではとてもそこまでいかない。

なぜかという、まず口頭注意が872件もあって、文書警告3件、そして禁止命令2件、これは手ぬるいんですね。これはいろいろな法的な処理があらうかと思っておりますけれども、これをもっと強化しなくてははいけない。

それともう一つは、定期的にこの見回りを、いろいろなお立場の人と地域も含めて年に6回、もう60回ぐらいしないといけない。大体365日あるのに。それぐらい徹底しないとこのリサイクル、せっかく本市が買い受けたわけですからね、これからの皆さんの皆さんの浄

財なんです。これをやっぱり徹底していってほしい。そうしないとこの問題は解決しませんよ。

ぜひその辺のところも、ほかにもいろいろ忙しいと思いますが、まず市民に本当に周知するには市民を巻き込んだ、あるいはこういう持ち去りの人たちができない環境をつくってやらないと。それはもう課題にも書いてありますように、買い取りの業者との連携も常に、講習会でも何でも何回か勉強会でもすればいいですよ。そうしますと買い取り業者もこれはいけないと、昔は故売何とかとって危ないのを買ったら罪になっていたんですよ。今でもそれはあるだろうと思うんです。その辺のところまで徹底してやってください。

上妻部長、そこでやる気の表明をしてください。

◎上妻賢治 資源循環部長 資源循環部でございます。

今所管のところのごみ減量推進課ということになります。三島委員の方からお話がありましたとおり、これまでやっていたところでなかなか成果の方が見えなかったというところがございまして、今年度、今まさに次のステップに移りたいというところでいろいろな施策を、きょう説明した以外にもまだ今取り組みの中で考えているところがあります。

条例の改正によりまして、これまで以上に厳しくやっていきたいと思いますが、そこについては今まさに検討中ございまして、またしかるべきときが来ましたならば、また委員会の中で御説明の方させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

◆三島良之 委員 よろしくお願ひいたします。これには環境局も全ての人が携わるような気持ちで、ごみ減量化に限らず、ぜひ一緒になって取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたしておきます。

○福永洋一 分科会長 ほかにありませんか。

◆北川哉 委員 質問、要望になるかとは思いますが、今、三島委員の方からもお話がありましたリサイクルに関して、ごみに関して30年度が23.3%と、目標が28.8%ということですが、やはりこの集団回収等をこれから自治会等が減っていく中でやはり厳しくなっていくというところで、例えばごみを回収したものを、生ごみ自体をもう直接堆肥にかえると。私がちょっと知っている中では、亜臨海装置という装置が北海道の方であって、気圧を圧縮して肥料に変えられるというのが、多分莫大な費用がかかるとは思いますが、そういった取り組みがされているということも、これから先熊本市としてもこのリサイクルで、住民の皆さんがそれぞれ分別するだけではなくて、熊本市としても受け入れたごみをどう分別してそれをリサイクルしていくかということも、費用はかかってくるかと思はれますけれども、そこも少し見ていただきたいと思いますかなと私自身思っております。

あと、環境局の27ページにありました、小学校4年生の学習副読本等を出されております。今、すごく子供たちが環境に対しての意識の高さがある、来年パリ協定だったり、今、小泉環境大臣が行っている環境行動会議等がある、10代の若者の温暖化に対するデモ等がすごくある。これを悪くとるのではなくて、低炭素社会を目指す中で、熊本市としてもこれをひとつ活用して、スポーツセンターの大きな発電、太陽光発電等ではなくて、住民皆

さんが参加できるような温暖化対策をちょっと考えてやっていく必要もあるのかなと私自身ちょっと考えたところでした。

○福永洋一 分科会長 要望でいいですか。答弁を求めなくていいですね。要望ということで受けとめていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

◆田尻善裕 委員 28 ページ、ごみの減量の件で、スマートフォン向けのアプリがあるんですかね。ちょっとこれ私知らなかったものですから、それに対しては非常にいいことだと思うんですけども、外国人居住者に対しての多言語化の検討なんですけれども、これユーチューブか何かはされていますか。

◎千原直樹 ごみ減量推進課長 ごみ減量推進課でございます。

ごみ分別アプリは昨年の10月から日本語版を導入させていただいております。今年度中に外国語版もぜひ導入したいというふうに今検討しております。英語版、それから中国語、それと日本にいらっしゃる外国人の6割程度の方は日本語を話せるということなので、易しい日本語版というのをつくりたいというふうに今考えております。ユーチューブ版というのは今のところ考えておりません。

◆田尻善裕 委員 アプリをつくと結構費用もかかるのかなと思うんですけども、それはいいとして、ユーチューブなんかで例えば国際交流会館なんかと連携を組んで、熊本にいらっしゃる外国の方に協力してもらって、そういう母国語で説明してもらおうとかであれば費用も余りかからないと思うし、タイムリー、スピーディーにできるので、それもあわせてやっていけばという提案でございました。

○福永洋一 分科会長 一応要望ということでいいですね。

ほかにありませんか。

ほかになければ、これをもちまして環境水道分科会を閉会いたします。

午前11時05分 閉会

出席説明員

〔環 境 局〕

局長	勝 谷 仁 雄	環境推進部長	森 正 美
環境政策課長	梶 田 一 郎	環境政策課副課長	中 村 清 香
温暖化・エネルギー対策室長		環境共生課長	松 本 光 裕
	右 山 敬 基		
水保全課長	永 田 努	アジア・太平洋水サミット推進室長	
			廣 瀧 宗 美
環境総合センター所長		資源循環部長	上 妻 賢 治
	近 藤 芳 樹		

廃棄物計画課長 村上 慎一
扇田環境センター所長

東 誓 司

事業ごみ対策室長 菅本 康博
浄化対策課副課長 中尾 健児

西部クリーンセンター所長

小林 弘和

東部環境工場長 畑田 芳雄

〔上下水道局〕

上下水道事業管理者 白石 三千治

総務部長 永戸 成佳

総務課副課長 岩本 清昭

出納室長 中川 正彦

給排水設備課長 北村 竜彦

計画整備部長 上村 博之

水道整備課長 山本 耕作

下水道整備課副課長 上妻 秀明

水相談課長 眞杉 忠伸

管路維持課長 藤本 仁

水再生課長 正代 徳明

環境施設課長 後藤 滋

ごみ減量推進課長 千原 直樹

浄化対策課長 緒方 宏行

北部クリーンセンター所長

西村 啓治

東部クリーンセンター所長

外山 誠

技監 堂園 洋昭

総務課長 藤本 泰二

経営企画課長 江藤 徳幸

料金課長 小池 保典

給排水設備課副課長 坂口 潔

計画調整課長 上田 信一

下水道整備課長 猪口 浩二

維持管理部長 白岩 武樹

北部上下水道センター所長

江藤 正明

水運用課長 木村 利信

〔議案の審査結果〕

議第 50 号 「令和元年度熊本市一般会計補正予算」中、環境水道分科会関係分
..... (審査済)

議第 53 号 「熊本市使用料及び手数料の改定のための関係条例の整備に関する条例
の制定について」中、環境水道分科会関係分
..... (審査済)

議第 65 号 「熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一
部改正について」
..... (審査済)

議第 101 号 「平成30年度熊本市各会計(公営企業会計を除く。)決算について」中、
環境水道分科会関係分
..... (審査済)

議第 103 号 「平成 3 0 年度熊本市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
..... (審 査 済)

議第 104 号 「平成 3 0 年度熊本市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定につい
て」
..... (審 査 済)

議第 105 号 「平成 3 0 年度熊本市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定に
ついて」
..... (審 査 済)